

第10章

政府の税・社会保険料徴収と社会保障給付による所得再配分 に関する我が国の選好の傾向と東日本大震災の影響

宮内 環

概要

所得税や法人税、資産税や消費税および社会保険料などの GDP に対する比率である国民負担率は、OECD の統計によれば、2010 年では北欧が約 45% であるのに対し、米国と韓国が約 25% で、日本も 27% 程度である。一方、所得再配分後の Gini 係数は、北欧が約 0.25、韓国が 0.31、米国が 0.38、日本は 0.33 である。こうした違いを生み出す要因について、政治経済学の領域では理論的、実証的な側面から盛んに研究が行われ、諸外国では所得再配分に関する意識調査も広く実施されている。その結果、社会構造や個人の履歴が間接・直接に個人の所得再配分への選好に影響を与えることが明らかにされてきた。

我が国では、Japan Household Survey(JHPS) の 2011 年調査、2012 年調査において、徴収と給付における選好を測定する目的で、3 世帯から成る仮想社会における所得再配分前の世帯所得を数値で与え、各世帯において望ましいと考える徴収と給付の金額の回答を求める調査項目を盛り込んだ。

JHPS の当該の調査項目の回答結果を用い、所得再配分に関する有権者の選好に関する分析を行った。その結果、諸外国における所得再配分に関する調査方法にくらべ、JHPS の調査項目における徴収と給付に関する選好の調査項目には、いくつかの利点があることが確認された。まず、再配分前と後の所得分布を比較して、Gini 係数などによる不平等度の変化と、回答者の属性との関係を具体的に示すことができたことである。つぎに、徴収と給付の規模だけでなく、その金額の配分前所得上の傾きによって所得に対して累進的であるか逆進的であるかの選好傾向も具体的に捉えられた。

JHPS2011 年調査と 2012 年調査の間に発生した東日本大震災は、災害救助法が適用され甚大な被害が発生した市区町村における調査対象者の選好に対して、それ以外の市区町村における対象者の選好に比べ、おおむね統計的に有意なシフトを与えていないことが Difference in Differences(DID) による分析で明らかにされた。

1 はじめに

自由市場に基づく経済運営を主とする社会においても、政府の果たす役割、あるいは政府の市場への介入の程度をめぐって多様な議論が行われている。計画経済の下では経済運営における政府の関与が甚大であることは論を待たぬが、欧米をはじめとする自由経済圏の民主主義社会においても、周知のとおり経済運営における政府の関与の程度は、国によって大きく異なっている。表 1 は、OECD の主な国における 2010 年の国民負担率(%表示)を 2 列目にとり比較したものである¹。表 1 に示した国民負担率は、各国の GDP に占める、個人および法人の所得税、社会保障費、資産税、財・サービス税(消費税)、その他税の政府収入合計の割合として各国比較を行ってある²。国民負担率は、北欧 4 カ国のそれが 42.5~47.6% と比較的高く、中でもデンマークは 47.6% と最も高い。他の EU 圏では、フランスとイタリアがともに 42.9%、ついでドイツが 36.1%、英国が 34.9%、スペインが 32.3% である。一方、北米圏ではカナダが 31.0%、米国が 24.8% と米国の国民負担率の低さが際立っている。東アジア圏では日本が 27.6%、韓国が 25.1% で、米国

¹ 出典は OECD ホーム・ページの、OECD National Accounts Statistics, OECD Tax Policy Analysis - Revenue Statistics 2012 Edition, より得たデータにより筆者作成。

² 日本の財務省ホーム・ページ「国民負担率の国際比較」には国民所得を分母として計算した国民負担率比較が示されており、国民負担率本来の概念を尊重すれば、その分母は GDP ではなく国民所得とすべきである。しかし当該ホーム・ページの資料では、日本は「2012 年度見通し」、その他各国は 2009 年となっているので、本稿では比較可能性をより尊重し 2010 年における各国 GDP を分母とした OECD の結果を採用した。

表 1: OECD 加盟国（一部）の国民負担率と Gini 係数

Country	2010 National Burden Ratio (%)	Gini Coefficient Befor Tax	Gini Coefficient After Tax	Gini Coefficient Difference
Denmark	47.6	0.416	0.248	-0.168
Sweden	45.5	0.426	0.259	-0.167
Norway	42.9	0.410	0.250	-0.160
Finland	42.5	0.465	0.259	-0.206
France	42.9	0.483	0.293	-0.190
Italy	42.9	0.534	0.337	-0.197
Germany	36.1	0.504	0.295	-0.209
UK	34.9	0.506	0.342	-0.164
Spain	32.3	0.461	0.317	-0.144
Greece	30.9	0.436	0.307	-0.129
Canada	31.0	0.441	0.324	-0.117
Japan	27.6	0.462	0.329	-0.133
Korea	25.1	0.344	0.314	-0.030
USA	24.8	0.486	0.378	-0.108
	<i>r</i>	0.135	-0.748	-0.749

Note1) National Burden Ratio: OECD National Accounts Statistics

Note2) Gini Coefficients: OECD Tax Policy Analysis - Revenue Statistics 2012 Edition

に次ぐ低さである。表 1 に取り上げた諸国の中では、北欧 4 カ国をはじめとする欧州圏諸国の高い国民負担率に比べ韓国と米国の低いそれが際立ち、日本は韓国と米国につぐ低さであることが分かる。

これら各国の所得配分の不平等度を表す Gini 係数を、上記の国民負担率の違いと比較すると、国民負担率が高い国ほど政府による所得移転後の Gini 係数が低く、所得配分がより平等に近い状況にある傾向を読み取ることができる。表 1 の下段には各国の国民負担率と、Gini 係数の相関係数を第 3 列目から 4 列目に示した。第 3 列目と 4 列目の違いは、Gini 係数を政府による所得移転の前と後のいずれとしたかの違いであり、第 5 列目は移転前から移転後の Gini 係数の変化である。国民負担率と Gini 係数の相関係数は、移転前が 0.135、移転後が -0.748 で、両者の違いは明らかである³。すなわち、表 1 の第 4 列目では国民負担率が高い国ほど所得移転後の Gini 係数が低く所得不平等度が低い³が、一方で第 3 列目では所得移転前の Gini 係数と国民負担率との間の関連性は図 3 のそれに比べ明らかであるとはいいがたく、第 5 列目と併せ、国民の負担によって徴収された税・社会保障費が所得移転を通じて所得の不平等度の低下に貢献していることが読み取れよう。

上記の素朴な観察によって得られる国民負担と所得移転後の所得配分の不平等度との間のトレード・オフの関係は、さらにつぎの疑問を投げかけることになる。すなわち何が所得配分に対する政府の関与の程度を変えているのか、という疑問である。この問題は、主に欧州および北米を中心とする研究者、さらに経済学に限らず政治学や社会学の広い領域領域の研究者の関心を引き付けるに至っている。第 2 節では、政府の所得移転政策に関する有権者の選好に関する海外で実施された調査とこれらを用いて分析を行った先行研究について述べ、第 3 節では、JHPS の 2011 年調査から盛り込まれた我が国における当該の選好に関する調査項目について海外の調査との対比をしながら述べる。第 4 節では、当該の調査項目の JHPS の 2011 年と 2012 年調査の結果の概略を述べ、第 5 節では、JHPS の 2011 年 2 月開始の調査と 2012 年調査の間に発生した東日本大震災の被災地区とその他地区で得られた調査結果を用いて、2 時点のパネル・データを用いる Difference in Differences の方法によって当該の選好に関して被災地区の回答者³とその他地区の回答者の傾向に相違があるかの分析結果を述べる。さらに第 6 節では、JHPS の 2011 年調査と 2012 年調査の結果を用い、横断面分析による回答者の当該の選好の傾向とその安定性について吟味を行った結果を述べる。最後に第 7 節では結語を述べる。

³ 周知のとおり、Gini 係数は所得を当該社会の構成員が完全に平等に分け合う状態（完全平等）では 0、その反対にたった一人の構成員がすべての所得を独占し他の構成員の所得がない状態（完全不平等）では 1 の値をとる。したがって表 1 に示された結果は素朴に読めば国民負担率が高いほど所得移転後の所得配分は完全平等に近くなると解釈できる。

2 先行研究

政府による所得再配分に対する選好に関する実証的研究では、研究者はつぎの3点に注目していると言っている⁴。

第1点目は、社会における地域間移動および社会階層間移動の程度といった社会動態の違いである。個人の能力という人的資産、物的金銭的資産を与件として、地域間移動および社会階層間移動が盛んであれば、当該個人が最適な所得稼得機会を得るための選択肢が広がり、政府が所得再配分に関与する程度が小さくとも所得不平等の問題は市場においてある程度緩和されるからである。社会階層間の移動の観点から、Hindriks(1999)は理論的分析によって、富裕層と貧困層における社会階層間移動が再配分に異なる影響を与えることを明らかにしている。さらに Cremer and Pestieau(2004)はこれを生産要素移動という一般的な視点から捉えなおした理論的分析を展開している。実証分析は Gavilia(2007)が、ラテン・アメリカの諸国における社会階層間の移動に対する認識と再配分政策に対する選好に注目し、ラテン・アメリカ各国での調査データを用いて米国との比較において、ラテン・アメリカではとくに貧困層で社会階層間移動が困難であるとの認識が支配的であり、政府による所得再配分政策への選好がより強いという結論を導いている。

第2点目は、社会風土、および社会階層の構造の違いに注目する。前者は、社会における個人の努力とそれに対するあるべき報酬のあり方に関する価値観への支持の程度、同様に社会的階層において個人が属する現状の位置がその個人の努力の結果によるものであるという認識がどの程度支配的であることを指し示し、さらに宗教的な動機などに基づく寄付行動といった社会風土の違いを含む。まず個人の努力とそれへの報酬を重んじる態度と富裕層から貧困層への再配分への支持に関する実証研究として、Luttens and Valfort(2012)は、World Value Survey(WVS), European Value Survey(EVS)を用いて米国と欧州について分析している。その結果、再配分への選好は利己的動機によるよりも努力とその報酬を重んじる態度に依存しており、米国では欧州にくらべてその傾向が顕著であることを示している。また Alesina and Glaeser(2004)も同様にこの点における米国と欧州の違いを明らかにしている。つぎに、社会における人種・民族構成の観点からの実証分析として、Finseraas(2012)は、社会の貧困層における少数民族の比率が高いほど、その社会の富裕層における再配分政策への支持が消極的となることを European Social Survey(ESS)を用いて明らかにしている。さらに Lupu and Pontusson(2011)は、社会の所得の不平等の程度ではなくその構造に注目し、中間所得層が低所得階層との社会的・政治的距離が富裕層のそれに比べて小さい場合には、中間所得層は所得再配分政策を支持する傾向があることを、Luxembourg Income Study(LIS)によって明らかにしている。他方、Reeskens and Oorschot(2012)は、社会構造が比較的同相であった移民前の時代に形成された社会保障制度の恩恵を、社会の新たな移民層がどの程度享受すべきと有権者が考えているかを、ESSを用いて分析している。その結果、大半の有権者は、移民層が労働と納税の義務を果たし、正当な市民権を得るのであれば、という条件の下で彼らが社会保障制度の恩恵を享受してよいと考えていることを明らかにしている。

第3点目は、社会の状況に要因を求める上記2点と異なり、家族の状況、両親から受ける影響、大不況や大災害などによる極端な貧困の経験、あるいは育った社会の政治経済体制といった、個人をとりまく状況における私的な要因あるいは歴史的経験が直接的に、所得再配分に対する政府の関与についての選好に影響を与える、という観点である。家族の状況に注目した実証分析として、まず Mehlkop and Neumann(2012)は The Public Policy Acceptance Study(PPAS)を用いて家族間の資金移動の状況が政府による再配分政策への選好に強く影響することを明らかにしている。また Benabou and Tirole(2006)は、子供の将来の社会的成功を願う両親が子供に動機付けを与えるために、社会の不平等や社会階層間移動に関する態度を子供が身に着けるように、両親が意図的に子供を感化傾向があることを示している。Alesina and Giuliano(2010)は、WVSを用いて、家族間の情愛によるつながりが深いほど家族が大規模となり、女性の労働供給を促

⁴ これら3点は重複する部分があり必ずしも互いに排他的な要素ではない。

進し、地理的な移動を抑制するものの、政府による再配分政策に対する選好を弱めることを示している。つぎに Giuliano and Spilimbergo(2009) は大不況の経験が人々の将来に対する期待や社会階層の上への移動の期待を悲観的にして、平等な所得分布への選好が強まることを示している。さらに社会階層間の移動が努力によるか、あるいは運・不運によって決まるとするかの認識と再配分政策との間の相互作用について Alesina and Angeletos(2005) は、社会の大多数が努力による成果を享受できるならば税・社会保障への支持は弱く、努力が優先されて市場による配分は比較的機能するが、社会階層のどこに所属するかによって運や生まれなどが支配的な場合は高率の徴税と再配分が支持されることを示している。一方、政治的思想、および運・不運によってもたらされる所得分配の不平等と所得再配分政策への選好について、Alesina and Fuchs-Schundeln(2007) は東欧圏を含む旧ソ連邦で育った履歴が人々の選好に強い影響を与えることを示している。

さらに Alesina and Giuliano(2011) はこの問題に対する鳥瞰図を与えた上で、他の要因を統御すると女性には男性に比べ多くの国で再配分をより選好することを示している。

再配分に対する理論的、実証的研究は上記のようにすでに豊富な蓄積があり、実証研究では、General Social Survey(GSS), ESS, WVS などの個人を対象とした調査結果により分析の帰結を導いている。本稿では GSS の所得再配分に関連した調査項目を抜粋して、本稿の付録 B に掲げたが、政府による所得再配分政策をどの程度支持するかという質問に対し、その是非(Yes, No)を問うもの、1次元のスケールでたとえば5段階で問うものである。

一方で先行研究でも明らかな通り、所得再配分に関する選好は、所得最配分の結果として所得分配が完全に平等となることを支持しているわけではなく、結果としてある程度の所得較差を認める、そのような性質を持っている。したがって所得再配分に関する選好は、どの程度までの所得の不平等ならば許容可能であるか、といった定量的な特性によって表現されるべきものである。

こうした考え方にに基づき、政府による所得再配分への有権者の選好を定量的に測定する目的のために、JHPS では 2011 年調査および 2012 年調査において仮想社会における所得分布を数値で示し、調査対象者が望ましいと考える税・社会保険料の徴収と社会保障給付の金額を回答する形式の調査項目を調査票に盛り込んだ。次節ではこの調査項目について述べる。

3 政府の税・社会保険料の徴収と社会保障の給付による望ましい所得再配分に関する JHPS 質問項目

JHPS では 2011 年調査と 2012 年調査において付録 A に掲載した調査項目を盛り込み、税・社会保険料の徴収と生活を保障するための給付に関する有権者の選好の測定を試みている。JHPS の 2011 年調査および 2012 年調査では、当該の調査項目を文言や形式を変えずに対象者⁵ に答えてもらうようにしており、したがって当該の調査項目における回答結果は、2011 年と 2012 年のパネルデータとして利用可能である。付録 A では、JHPS の 2011 年調査票、および 2012 年調査票のうち、本稿の分析のために用いた税・社会保険料の徴収と生活の保障のための給付に関する有権者の選好を測定するための調査項目(以後は当該の調査項目に関わる「税・社会保険料の徴収」および「生活の保障のための給付」を各々「徴収」および「給付」とよぶ)を抜粋して掲載した⁶。

JHPS の当該の調査項目の際立った特徴はつぎの 3 点である。まず、3 つの 4 人世帯から成る仮想社会

⁵ JHPS の調査票は、対象者が回答する部分と、対象者の配偶者が回答する部分が含まれている。付録 A に掲載した徴収と給付に関する当該の調査項目は、対象者のみに回答するように求め、対象者の配偶者が回答する調査項目には含めていない。その理由は、回答者負担を軽減することに加え、分析の目的として対象者とその配偶者との関連性ではなく、徴収と給付に関する選好の分布を統計学的に偏りの少ない形で測定することに重きを置いたからである。すなわち、JHPS の対象者の標本抽出は、層化 2 段階抽出法によっており、対象者と配偶者との間の選好に統計学的な相関が高いとすると、対象者に加えて配偶者を含めた標本は無作為抽出によるものではなくなるからである。

⁶ JHPS の 2011 年調査、2012 年調査のいずれにおいても付録 A に掲げたものと同じ調査項目が用いられている。

を設定し、そこにおける政府による所得再配分政策が施される前の所得分布⁷を具体的に数値で与えている点である。つぎに問1(1)では、政府による所得再配分政策の手段として、徴収および給付の2つを提示し、その各々の手段について、所得水準が異なる3つの世帯の各々について望ましい水準を問い、徴収と給付の2つの要素に分解して所得再配分に関する選好を調べている点である。最後に、問1(2)では、3つの世帯の所得稼得者のいずれかが失業してしまった場合に、当該世帯の生活を保障するために政府が給付すべきと考える1年間の給付額を問うている点である。最後の点は、問1(1)のように失業していない状況とは異なる状況における社会保障政策に関しても具体的な数値によって、社会保障政策について有権者が望ましいと考える状況を知ることができる。

以上の特徴を持つ調査項目によって、もたらされる分析上の利点はつぎの通りである。第1点目は、問1(1)の回答により得られる再配分後の所得分布によって、調査項目で提示された架空社会における世帯構成という前提の下ではあるが、有権者が受容可能な不平等の程度を数値的尺度によって知ることができることである。この利点は、現状の所得較差が大きいと考えるか、といった問い方⁸では知る事ができない。なお、当該の調査項目を用いた分析方針に関する考察は、山本・深堀(2011)に詳細に述べられている。第2点目は、問1(1)では政府による所得再配分の手段を徴収と給付の2つの要素に分解してたずねているので、回答者の所得再配分に関する選好を、徴収、給付の2つの要素の各々について知ることができることである。すなわち、徴収に対する選好と給付に対するそれはかならずしも対称的であるとは限らず、徴収と給付を一緒にして尋ねる方法では、これら2つの手段に対する選好が対称的であるという先験的制約を課してしまい、有権者の選好の測定にバイアスを与えている可能性が排除できない。なおこの点の分析結果の詳細は、第6を参照されたい。第3点目は、問1(1)および(2)で金額を尋ねているので、有権者が望ましいと考える所得再配分を実現するために必要な政府の(与件とされた架空社会におけるという留保を伴うが)財政規模について、徴収と給付の規模を含め、客観的に比較可能な形で知ることができる。この利点は、現状の税率が大きいと考えるか小さいと考えるかという形式の問い方⁹では得られない。第4点目は、問1(1)で架空社会における世帯の再配分前の所得を提示し、これに対する徴収と給付の金額を問うているので、徴収および給付について、有権者が望ましいと考える再配分前の所得に対する傾斜を数値的に知る事ができることである。すなわち、徴収については再配分前の所得に対して累進的であるのか逆進的であるのか、あるいは中立的であるのかだけでなく、累進的、逆進的であるならばその傾斜も知る事ができ、給付についても類推的である。この利点は、富裕層からもっと徴税すべきと考えるかといった問い方¹⁰では知る事ができない。最後の第5点目は、この調査項目が仮想社会におけるを提示することにより、社会全体の所得配分について有権者が望ましいと考える状況をより客観的に回答することが容易になると期待され、それだけ回答にバイアスが生じにくくなると考えられることである。

これらの分析上の利点をもつ徴収と給付に関わる選好についてのJHPS調査項目による調査結果を用いて行った分析結果をつぎに示そう。

⁷ 付録Aに掲げたように、その架空社会における4人世帯各々の再配分前の世帯所得を350万円、700万円、1250万円としてある。これはJHPSの2009年調査における4人世帯の課税前所得(変数番号403)の分布を求め、その下位33%、中位33%、上位33%の各々の平均値を求め、その値を切のよい値にしたものである。

なお、付録Aに示した徴収と給付に関するJHPSの調査項目問1(1)におけるGini係数の計算は、Sen and Foster(1973)の(2.8.3)式によっている。当該の架空社会における所得再配分前のGini係数は0.2609であり、この値はOECDが発表した2010年の日本の所得配分前の0.462よりも遥かに小さい。その理由として、当該の架空社会における所得分布は、4人世帯のそれに限定したことにより貧困層のかなりの部分が集計から除外されてしまったことが考えられる。

⁸ たとえば付録Bに掲げたGSSのINCGAPを参照されたい。

⁹ たとえば付録Bに掲げたGSSのTAXRICHIの項目を参照されたい。

¹⁰ たとえば付録Bに掲げたGSSのGOVEQINC、TAXSHAREの項目を参照されたい。

4 徴収と給付に関する有権者の選好に関する JHPS2011 年調査と 2012 年調査における調査結果の概略

2011 年 2 月に実施された JHPS の 2011 年調査と、2012 年 2 月に実施された JHPS の 2012 年の間に、東日本大震災が 2011 年 3 月 11 日に起きた。続く第 5 節、および第 6 節では、徴収と給付に関する有権者の選好の安定性および観察される属性との関連を確認するが、これに先立ち、東日本大震災前後の JHPS 調査における徴収と給付に関する回答状況の概略を示そう。

表 2 は、付録 A に掲載した徴収と給付に関する調査項目の形式で、東日本大震災における災害救助法適用市区町村を「処置群」¹¹、その他の市区町村を「統御群」としてグループを分けた。災害救助法の適用は、被災地区の代理変数として用いている。JHPS2011 年調査と JHPS2012 年調査結果を独立の標本として、表 2 の Panel I には、2011 年、2012 年の各々について当該の調査項目問 1(1) にすべて回答したケースについてその回答状況のサンプルサイズ (n)、平均値 (mean) および標準偏差 (s.d.) を示し、同じく Panel II には、問 1(2) に回答したそれを示してある。ただし、表 2 の括弧内の値は、2011 年、2012 年のパネル・データとして継続して当該の調査項目に回答している場合に限定している。表 2 の Panel I の括弧内は、2011 年、2012 年に継続して問 1(1) にすべて回答している場合、Panel II の括弧内は、2011 年、2012 年に継続して問 1(2) に回答している場合について示してある。

表 2 の Panel I は、問 1(1) の回答状況の概略であるが、徴収と給付とで状況が異なることが分かる。まず標準偏差に注目するといずれの世帯の徴収に関しても処置群、統御群とも 2011 年から 2012 年にむけてやや小さくなり、この傾向は 2011 年と 2012 年を独立の標本とした場合、2011 年と 2012 年を組み合わせたパネル・データとした場合においても変わらない。一方、給付の回答の標準偏差に注目すると、いずれの世帯においても処置群、統御群とも 2011 年から 2012 年にかけてやや大きくなっている。

一方、2011 年から 2012 年へかけての徴収に関する回答の平均値は、2011 年と 2012 年を独立した標本とした場合と、連続したパネル・データとした場合とでは、異なる傾向が見られる。統御群では 2011 年、2012 年を独立した標本とした場合、連続したパネル・データとした場合のいずれでも徴収の平均値はやや低下しているが、処置群では、これら 2 年を独立した標本とした場合、連続したパネル・データとした場合で、やや異なる傾向が見られる。2 年を独立した標本とした場合には、徴収の平均値は変わらないかやや増える傾向にあるが、連続したパネル・データとした場合には、一貫して減少傾向が観察される。このことは、少ない徴収額を回答する対象者が、2012 年の処置群では統御群にくらべより多く脱落したことを示唆している。

5 所得再配分に関する消費者選好の傾向の安定性：DID の方法による東日本大震災の影響の確認

ここでは JHPS の 2011 年調査と 2012 年調査において実施された徴収と給付に関する有権者の選好に関する調査項目問 1(1) および (2) の調査結果を用いて、測定された選好の安定性について Difference in Differences(DID) の方法によって確認する。

DID の方法は、Ashenfelter and Card(1985) がパネルデータを用いて職業訓練プログラムが賃金に及ぼす影響を確認するために用いた。その後、Card(1990)、Card and Krueger(1994) などが DID の方法を用いて労働市場への制度の効果を確かめているが、東日本大震災は有権者の選好とは独立に外生的に発生していることは明らかであるので、Ashenfelter and Card(1985) におけるような内生性の問題は生ぜず、この点は Card and Krueger(1994) と同様である。

¹¹ 表 2 の「注 1」に示したとおり、東京都の市区町村は東日本大震災における災害救助法の適用を受けているが、主に帰宅困難者のための資材の確保を目的としたものであるため、これを「統御群」に含めている。この点については、参考文献の厚生労働省ホーム・ページ「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について（第 11 報）」を参照されたい。

表 2: 東日本大震災「災害救助法」適用市区町村（処置群）とその他（統御群）別の回答状況（JHPS2011,2012 別）

Panel I: 問 1 (1): 架空社会の各世帯における徴収と給付に関する回答					
	各世帯から 税・社会保険料として 徴収すべき金額		各世帯に 生活の保障のために 給付すべき金額		
	2011	2012	2011	2012	
A さんの世帯 (年収 350 万円)	< 処置群 >		< 処置群 >		
	<i>n</i>	183 (134)	<i>n</i>	183 (134)	
	mean	21.64 (24.22)	mean	58.93 (64.16)	73.84 (67.96)
	s.d.	26.79 (28.79)	s.d.	75.97 (81.98)	91.12 (85.04)
	< 統御群 >		< 統御群 >		
	<i>n</i>	2374 (1942)	<i>n</i>	2374 (1942)	
B さんの世帯 (年収 700 万円)	mean	21.66 (23.48)	mean	59.82 (58.76)	59.56 (59.71)
	s.d.	25.78 (26.34)	s.d.	77.40 (76.10)	82.66 (81.89)
	< 処置群 >		< 処置群 >		
	mean	68.93 (74.08)	mean	28.15 (35.28)	55.40 (49.19)
	s.d.	61.41 (63.39)	s.d.	75.87 (87.00)	115.58 (106.70)
	< 統御群 >		< 統御群 >		
C さんの世帯 (年収 1250 万円)	mean	72.16 (72.97)	mean	37.06 (36.31)	46.87 (47.53)
	s.d.	58.63 (57.02)	s.d.	90.21 (88.08)	106.11 (105.34)
	< 処置群 >		< 処置群 >		
	mean	168.62 (176.07)	mean	33.92 (42.57)	62.08 (55.53)
	s.d.	147.07 (151.13)	s.d.	125.18 (144.39)	172.62 (159.48)
	< 統御群 >		< 統御群 >		
	mean	176.74 (179.23)	mean	41.45 (40.34)	45.73 (46.06)
	s.d.	139.54 (137.74)	s.d.	134.40 (132.89)	144.30 (144.36)

Panel II: 問 1 (2): 生活保障給付に関する回答

	2011	2012
処置群	<i>n</i>	183 (134)
	mean	192.53 (193.97)
	s.d.	119.32 (125.70)
		115.00 (107.81)
統御群	<i>n</i>	2374 (1942)
	mean	204.35 (205.72)
	s.d.	108.71 (107.36)
		109.51 (109.08)

- 注 1) 東京都は「災害救助法」適用を受けたが、帰宅困難者への資材提供が主目的であるので東京都は「統御群」とした。
 注 2) Panel I: 「A さんの世帯」「B さんの世帯」の *n*(サンプルサイズ) は「A さんの世帯」に表示のそれと同じ。
 注 3) 括弧 () 外の値はすべて JHPS 2011 年、2012 年調査の別に、当該質問項目にすべて回答している対象者のもの。
 注 4) 括弧 () 内の値はすべて JHPS 2011 年、2012 年調査に継続して、当該質問項目にすべて回答している対象者のもの。

表 3: 東日本大震災「災害救助法」適用市区町村を「処置群」とする Difference in Differences

Panel I: 徴収と給付による世帯別の所得移転額

	処置群の差			統御群の差			F Pr.F		t Pr.t		W
	n	mean	s.d.	n	mean	s.d.					
世帯 A	134	4.50	98.1	1942	2.58	98.4	1.01	0.496	0.22	0.827	0
世帯 B	134	19.04	126.0	1942	14.40	134.6	1.14	0.165	0.39	0.698	0
世帯 C	134	18.39	220.5	1942	13.97	216.5	1.04	0.371	0.23	0.820	0

Panel II: (税・社会保険料) 徴収と (社会保障) 給付に関する問 1 (1) の回答

	処置群の差			統御群の差			F Pr.F		t Pr.t		W
	n	mean	s.d.	n	mean	s.d.					
徴収 世帯 A	134	-0.70	28.8	1942	-1.64	30.4	1.11	0.211	0.35	0.729	0
徴収 世帯 B	134	-5.13	65.6	1942	-3.18	68.4	1.09	0.267	0.32	0.750	0
徴収 世帯 C	134	-5.43	164.1	1942	-8.26	151.4	1.18	0.090	0.21	0.835	0
給付 世帯 A	134	3.80	99.6	1942	0.94	98.9	1.01	0.443	0.32	0.747	0
給付 世帯 B	134	13.92	120.1	1942	11.22	124.8	1.08	0.285	0.24	0.808	0
給付 世帯 C	134	12.96	187.8	1942	5.72	177.7	1.12	0.179	0.45	0.649	0

Panel III: 政府財政の純支出：(社会保障) 給付総額マイナス (税・社会保険料) 徴収総額

	処置群の差			統御群の差			F Pr.F		t Pr.t		W
	n	mean	s.d.	n	mean	s.d.					
	134	41.93	386.9	1942	30.96	384.9	1.01	0.453	0.32	0.750	0

Panel IV: 失業給付に関する問 1 (2) の回答

	処置群の差			統御群の差			F Pr.F		t Pr.t		W
	n	mean	s.d.	n	mean	s.d.					
	134	-1.63	131.5	1942	-1.70	123.9	1.13	0.163	0.01	0.995	0

Panel V: 徴収・給付の別による世帯所得変化回帰線の移転前所得に対する傾斜

	処置群の差			統御群の差			F Pr.F		t Pr.t		W
	n	mean	s.d.	n	mean	s.d.					
徴収 傾斜	134	-0.00483	0.1726	1942	-0.00752	0.1600	1.16	0.103	0.19	0.852	0
給付 傾斜	134	0.00912	0.1705	1942	0.00394	0.1640	1.08	0.256	0.35	0.724	0

Panel VI: 所得再配分 (徴収と給付) による世帯所得変化回帰線の移転前所得に対する傾斜

	処置群の差			統御群の差			F Pr.F		t Pr.t		W
	n	mean	s.d.	n	mean	s.d.					
傾斜	134	0.01395	0.2333	1942	0.01146	0.2310	1.02	0.425	0.12	0.904	0

Panel VII: (税・社会保険料) 徴収後の Gini 係数

	処置群の差			統御群の差			F Pr.F		t Pr.t		W
	n	mean	s.d.	n	mean	s.d.					
	134	0.00045	0.0307	1942	0.00063	0.0318	1.08	0.297	0.06	0.951	0

Panel VIII: (社会保障) 給付後の Gini 係数

	処置群の差			統御群の差			F Pr.F		t Pr.t		W
	n	mean	s.d.	n	mean	s.d.					
	134	-0.00029	0.0303	1942	-0.00032	0.0303	1.00	0.478	0.01	0.993	0

Panel IX: 徴収と給付による所得再配分後の Gini 係数

	処置群の差			統御群の差			F Pr.F		t Pr.t		W
	n	mean	s.d.	n	mean	s.d.					
	134	0.00088	0.0482	1942	0.00071	0.0495	1.05	0.353	0.04	0.969	0

注 1) 両群の分散相等の帰無仮説が 5% 有意水準で棄却された場合は、平均値の差の検定は Welch 検定を採用した。

注 2) 表頭に「W」とある最も右側の列が「1」の場合は、平均値の差の検定は Welch 検定を採用したことを示す。

表3にDIDの結果を示す。表には、処置群、統御群の別に、2011年と2012年の両方に回答した対象者の回答について2012年に回答した値から2011年のそれを引いた値を示し、 F は処置群と統御群の分散相等とする帰無仮説についての検定統計量、Pr.Pはその P 値、 t は両群の平均値の差がゼロとする帰無仮説についての検定統計量、Pr.tはその P 値である。なお、両群の分散相等の帰無仮説が5%有意水準で棄却された場合は、平均値の差の検定はWelch検定を採用する。

DIDの方法によって処置群の効果を検定した変数は、つぎのとおりである。変数に対応する表3のPanelも併せて示す。(Panel I):「徴収と給付による世帯別の所得移転額」は問1(1)の各世帯の給付額から徴収額を差し引いた金額で、徴収と給付による各世帯ごとの最終的な再配分額である。(Panel II):「(税・社会保険料)徴収と(社会保障)給付に関する問1(1)の回答」は各世帯の徴収、給付の別に対象者が回答した金額で、Panel Iの最終的な再配分額を、徴収と給付に分解したものである。(Panel III):「政府財政の純支出:(社会保障)給付総額マイナス(税・社会保険料)徴収総額」は、問1(1)の各世帯への給付の合計から各世帯からの徴収の合計額を差し引いた金額で、所得再配分における政府の財政支出の規模を示す。(Panel IV):「失業給付に関する問1(2)の回答」は当該の調査項目に対象者が回答した金額で、世帯の所得稼者が失業した場合に政府が当該の家計の生活を保障するために給付すべきと考える金額。(Panel V):「徴収・給付の別による世帯所得変化回帰線の移転前所得に対する傾斜」は問1(1)の各世帯からの徴収および給付の別に、これらを再配分前の世帯所得に回帰した傾斜で、2011年と2012年の差をとる前の各々の値は、1よりも大きければ徴収や給付が再配分前の所得に対して累進的であることを示し、小さければ逆進的であることを示す。(Panel VI):「所得再配分(徴収と給付)による世帯所得変化回帰線の移転前所得に対する傾斜」は問1(1)の各世帯への給付から徴収を差し引いた額を再配分前の世帯所得に回帰した傾斜で、Panel Vと類推的に、徴収と給付による最終的な所得再配分の大きさが再配分前の所得について累進的であるか逆進的であるかを示す。(Panel VII):「(税・社会保険料)徴収後のGini係数」は問1(1)の徴収のみによって変化した世帯所得分布におけるGini係数の2011年と2012年の差である。(Panel VIII):「(社会保障)給付後のGini係数」は問1(1)の給付のみによって変化した世帯所得分布におけるGini係数の差、最後に(Panel IX):「徴収と給付による所得再配分後のGini係数」は、問1(1)の徴収と給付の両方によって変化した世帯所得分布におけるGini係数の差である。

表3を見ると、災害救助法が適用された市区町村である処置群とその他の市区町村である統御群の各々の2011年から2012年にかけての差の間に有意な違いが見出せない。災害救助法の適用は、被災地区における対象者を識別するための代理変数であるが、このことは、対象者の徴収および給付に関する選好に対し、被災が有意な効果を及ぼしていないことを示唆¹²している。

6 所得再配分に関する消費者選好の傾向の安定性：JHPSの2011年、2012年調査による横断面分析の比較

つぎに徴収と給付に関するJHPSの調査項目より得られた回答をもとに、2011年調査、2012年調査の各々の回答についての横断面分析を行い、その比較を行った。

従属変数の記述統計は表4のPanel Iに示されているが、従属変数は大別して4つのグループに分かれる。第1のグループは、架空社会における再配分前所得のGini係数0.2609からの変化¹³であり、付録Aに示されたJHPS調査項目の問1(1)の回答をもとに計算される。この変化は、徴収と給付の両方、徴収のみ、給付のみ、の3通りの効果が考えられ、これらに対応して従属変数が設定される。第2のグループ

¹² もし東日本大震災がその被災地だけでなく、その他の地域における有権者の選好をシフトさせたとしても、その効果を析出するためには日本の有権者全体を処置群とする分析が必要であるが、この分析を可能とするためにはJHPSの徴収・給付に関する調査項目を用いた調査を、東日本大震災の前後に諸外国でも実施する必要がある。もちろんこれは今となっては不可能であるが、今後にそのような甚大な自然災害が発生するとすれば、こうした準備は今からでも必要である。

¹³ 完全に平等な所得配分の下ではGini係数の値はゼロとなるので、再配分前所得分布よりもGini係数が小さくなれば(Gini係数が意味する限りにおいて)所得配分はより平等に近づく。このときGini係数の変化は負値である。

は、架空社会の各世帯における再配分後と再配分前の所得の変化の、再配分前の所得上への回帰線の傾斜であり、同様に問1(1)の各世帯の徴収、給付の金額の回答をもとに計算される。この傾斜は、同様に徴収と給付の両方による所得変化、およびこれを徴収のみ、給付のみの各々による所得変化に分解した3通りの所得変化の傾斜が考えられ、これらに対応して独立変数を設定する。第3のグループは、架空社会の政府による徴収や給付の規模であり、問1(1)の各世帯における徴収、給付の金額を世帯で合計して計算される。この合計金額は、各世帯の給付から徴収を差し引いた額の合計、およびこれを徴収の合計、給付の合計に分解した3通りが考えられる。第4のグループは、付録Aの調査項目の問1(2)の、失業した場合に生活を保障するための給付額の水準である。

一方、独立変数は、表4のPanel IIに示した通りである。なお、独立変数のうち、時間選好は「1ヵ月後に1万円もらうかわりに、13ヵ月後に最低いくらもらえれば満足できますか」という質問への回答より年利子率を計算している。さらに危険回避は「初めて行く場所に外出するとき、降水確率が何%以上ならば傘を持って出かけますか」という質問に対する数値を用い、もしこれに対する回答が「常に折り畳み傘を持って出かける」の場合はゼロとした。

表 4: 従属変数と独立変数の記述統計

Panel I: 従属変数の記述統計								
	2011				2012			
	sample size	1736			sample size	1376		
従属変数	mean	s.d.	min.	max.	mean	s.d.	min.	max.
Gini 係数の徴収と給付による変化	-0.037	0.043	-0.42	0.09	-0.037	0.040	-0.29	0.07
Gini 係数の徴収による変化	-0.017	0.027	-0.26	0.10	-0.017	0.025	-0.17	0.05
Gini 係数の給付による変化	-0.018	0.024	-0.17	0.05	-0.018	0.024	-0.17	0.07
(- 徴収 + 給付) の所得上の傾斜	-0.188	0.201	-1.44	0.79	-0.185	0.195	-1.12	0.71
徴収の所得上の傾斜	0.172	0.145	0.00	1.00	0.171	0.144	-0.06	0.81
給付の所得上の傾斜	-0.017	0.127	-0.51	0.84	-0.014	0.124	-0.52	0.73
政府支出 (給付 - 徴収の額)	-136.49	302.22	-1535.0	1838.0	-123.95	310.28	-1020.0	1975.0
徴収の合計額	270.23	200.34	0.0	1600.0	267.48	194.83	0.0	1150.0
給付の合計額	133.74	270.72	0.0	2000.0	143.53	281.08	0.0	2100.0
失業した場合の給付額	203.31	107.80	0.0	999.0	201.96	103.84	0.0	800.0

Panel II: 独立変数の記述統計								
	2011				2012			
	sample size	1736			sample size	1376		
独立変数	mean	s.d.	min.	max.	mean	s.d.	min.	max.
女子 (=1)	0.460	0.499	0	1	0.467	0.499	0	1
年齢	50.50	15.09	22.0	90.0	50.50	14.81	23.0	91.0
政令指定都市 (=1)	0.278	0.448	0	1	0.289	0.454	0	1
災害救助法適用市区町村 (=1)	0.070	0.256	0.00	1.00	0.065	0.246	0.00	1.00
有配偶 (=1)	0.771	0.420	0	1	0.767	0.423	0	1
前年との配偶関係変化 (結婚=1, 離婚=-1)	0.001	0.107	-1.00	1.00	0.000	0.121	-1.00	1.00
時間選好	0.225	0.131	-0.05	0.95	0.210	0.116	-0.03	0.78
危険回避	0.423	0.148	0.00	1.00	0.413	0.155	0.00	1.00
4 年制大学卒 (=1)	0.290	0.454	0	1	0.298	0.458	0	1
大学院卒 (=1)	0.022	0.146	0	1	0.025	0.155	0	1
小学校・高等学校：国立 (=1)	0.003	0.059	0	1	0.004	0.066	0	1
小学校・高等学校：私立 (=1)	0.011	0.104	0	1	0.009	0.097	0	1
小学校・高等学校：海外 (=1)	0.001	0.024	0	1	0.001	0.027	0	1
高校：夜間・通信制 (=1)	0.039	0.193	0	1	0.038	0.191	0	1
母親：短大：高専卒以上 (=1)	0.079	0.271	0	1	0.085	0.279	0	1
母親：自営・自由業 (=1)	0.119	0.324	0	1	0.118	0.322	0	1
無業 (=1)	0.270	0.444	0	1	0.270	0.444	0	1
年間所得系列トレンドの傾斜	0.07	0.25	-2.3	3.0	0.07	0.25	-1.1	2.9
時間当賃金率系列トレンドの傾斜	24.18	787.45	-6636.5	6870.0	24.72	514.58	-3475.2	3329.4
不本意な非常勤 (=1)	0.027	0.162	0	1	0.030	0.170	0	1
労働組合加入 (=1)	0.136	0.343	0	1	0.136	0.343	0	1
裁量労働時間 (=1)	0.093	0.291	0	1	0.105	0.307	0	1
自営・自由業 (=1)	0.090	0.286	0	1	0.079	0.270	0	1
非正規労働で正社員転換制度 (=1)	0.078	0.269	0	1	0.068	0.252	0	1
(不本意な) 仕事を变えたい意思 (=1)	0.043	0.203	0	1	0.041	0.198	0	1
不本意な理由で仕事をやめた (=1)	0.032	0.175	0	1	0.036	0.187	0	1
自由>平等 (=1)	0.334	0.472	0	1	0.337	0.473	0	1
一生通じて幸福 (=1)	0.547	0.498	0	1	0.525	0.500	0	1
世帯：有価証券保有額	227.18	866.72	0.0	24000.0	235.25	998.04	0.0	24000.0
世帯：借入金残高	604.71	1283.64	0.0	20000.0	672.95	1458.54	0.0	18000.0
世帯：税引き後の収入総額	506.34	295.99	0.0	3500.0	509.94	304.59	0.0	3000.0
世帯：生活保護費の受給 (=1)	0.004	0.063	0	1	0.002	0.047	0	1
募金・献金の金額	1604.0	10731.2	0.	320000.	1256.3	5874.7	0.	100000.
持ち家 (=1)	0.770	0.421	0	1	0.767	0.423	0	1

変数名の後に「(=1)」とあるのはその属性を持つ場合に「1」の値をとるダミー変数であることを示す。

表5は問1(1)の徴収と給付により、Gini係数の再配分前の値からの変化を従属変数にした回帰分析の結果である。表6は問1(1)の徴収および給付による所得再配分の金額を、再配分前の所得上に回帰した傾斜を従属変数にした回帰分析の結果である。表7は問1(1)の徴収および給付の金額を全世帯について合計した額を従属変数にした回帰分析の結果である。表8は問1(2)の失業した場合に生活を保障するための給付額を従属変数にした回帰分析の結果である。以上の回帰分析の結果を概観すると、結果の要点はおおよそ次の8点にまとめられよう。

第1点目は、女子が徴収による所得再配分に対して男子よりも消極的な選好を示していることが際立っていることである。この点は、Alesina and Giuliano(2011)が示した、他の要因を統御すると女性は男性に比べ多くの国で再配分をより選好するという分析結果と異なることが注目される。

所得再配分を行う手段としての徴収と給付は互いに正反対の効果を持ち、架空社会における各世帯への一定の再配分額を実現する徴収と給付の組み合わせ原理的には無限に存在する。この意味で徴収と給付は所得再配分に関して互いに対称性を持つ。しかし、女子に関する上記の結果は、再配分に対する選好においては徴収と給付は必ずしも対称性を持たないことを示しているようである。この点が第2点目として指摘できよう。

第3点目として、年齢に注目すると2011年2012年を通じて、年齢の上昇とともに、給付の再配分前所得の傾斜(有意水準5%未満)、および給付の規模(有意水準1%未満)ともに、有意に上昇する傾向が観察される。一方徴収と年齢の関係は、給付とのそれに比べ系統的ではない。

第4点目として、東日本大震災における災害救助法適用の市区町村では、2012年では給付によるGini係数の変化が5%未満の有意水準でより平等な配分に近づくという結果を除けば系統的なシフトは観察されず¹⁴、第5のDIDによる分析結果とほぼ整合的である。

第5点目は、不本意な現在の仕事を变えたいと思っている場合である。まず、給付によるGini係数の変化について、2011年、2012年とも5%未満の有意水準で係数が負値であるので、より平等な所得分布への選好が強まることを意味する。つぎに、給付を配分前の所得上に回帰した傾斜は、2011年、2012年とも5%未満の有意水準で係数が負値であるので、低所得層への給付を手厚くする選好が強まる。

第6点目は、4年生大学卒の場合と大学院卒の場合とで、選好の傾向が必ずしも類似ではない点である。

第7点目は、自由業・自営業の場合、政治的な信条で自由を平等よりも重んじると回答した場合、いずれもGini係数の変化の幅は小さくなり、整合的である。ただし、前者は徴収には消極的な選好を示し、後者は給付に対して消極的な傾向である。

第8点目は、時間選好や危険回避の特性についてである。2011年、2012年を通じて安定した傾向があるとは言えないが、時間選好の利子率が大きいほど徴収に消極的となり、危険回避の度合いが低くなるほど、徴収による政府の再配分に対して消極的な傾向が見られる。

¹⁴ 2011年では給付の配分前所得上への回帰の傾斜が10%有意水準で小さくなるという結果であるが、JHPS2011年調査の2月の時点ではまだ東日本大震災は発生していなかったため、この結果は別の解釈が必要になろう。

表 5: Gini 係数の変化：再配分前の所得分布からの変化

	Gini 係数 徴収と給付による変化		Gini 係数 徴収による変化		Gini 係数 給付による変化	
	2011	2012	2011	2012	2011	2012
n	1736	1376	1736	1376	1736	1376
Adj. R^2	0.0236	0.0223	0.0157	0.0175	0.0154	0.0273
女子 (=1)	0.006775 (2.93)***	0.003831 (1.58)	0.003625 (2.51)**	0.004751 (3.19)***	0.002769 (2.18)**	-0.000634 (-0.45)
年齢	-0.000086 (-0.95)	-0.000132 (-1.36)	-0.000086 (-1.51)	-0.000101 (-1.68)*	-0.000016 (-0.32)	-0.000063 (-1.12)
政令指定都市 (=1)	-0.000798 (-0.34)	-0.002975 (-1.21)	-0.000101 (-0.07)	-0.002365 (-1.56)	-0.000834 (-0.65)	-0.000817 (-0.57)
災害救助法適用市区町村 (=1)	-0.001564 (-0.39)	-0.005011 (-1.12)	0.000977 (0.39)	0.000756 (0.28)	-0.002553 (-1.15)	-0.005916 (-2.27)**
有配偶 (=1)	-0.002866 (-1.08)	-0.001675 (-0.60)	-0.001850 (-1.11)	-0.001826 (-1.06)	-0.000401 (-0.27)	0.000167 (0.10)
前年との配偶関係変化 (結婚=1, 離婚=-1)	0.006866 (0.70)	0.000603 (0.07)	0.001657 (0.27)	0.002882 (0.51)	0.004718 (0.88)	-0.002229 (-0.41)
時間選好	-0.014782 (-1.85)*	0.001378 (0.15)	-0.008506 (-1.70)*	-0.000965 (-0.17)	-0.005985 (-1.36)	0.001941 (0.35)
危険回避	0.013095 (1.80)*	0.011412 (1.56)	0.011014 (2.42)**	0.001669 (0.37)	0.001896 (0.48)	0.008888 (2.08)**
4 年制大学卒 (=1)	-0.005587 (-2.23)**	-0.004605 (-1.76)*	-0.002388 (-1.52)	-0.000786 (-0.49)	-0.002989 (-2.17)**	-0.002895 (-1.89)*
大学院卒 (=1)	0.000079 (0.01)	-0.002585 (-0.35)	-0.002640 (-0.57)	0.003053 (0.68)	0.002465 (0.61)	-0.003269 (-0.76)
小学校・高等学校：国立 (=1)	0.034695 (1.89)*	-0.038151 (-2.32)**	0.013736 (1.20)	-0.005256 (-0.52)	0.018970 (1.88)*	-0.028337 (-2.95)***
小学校・高等学校：私立 (=1)	0.013232 (1.33)	0.018312 (1.61)	0.007088 (1.14)	0.004074 (0.58)	0.003805 (0.70)	0.012207 (1.84)*
小学校・高等学校：海外 (=1)	-0.010989 (-0.26)	0.031711 (0.79)	-0.021209 (-0.79)	0.019241 (0.78)	0.009517 (0.40)	0.011349 (0.48)
高校：夜間・通信制 (=1)	0.004685 (0.86)	0.002237 (0.38)	0.003449 (1.01)	0.005952 (1.66)*	0.001233 (0.41)	-0.002998 (-0.88)
母親：短大：高専卒以上 (=1)	-0.003001 (-0.75)	0.006902 (1.68)*	-0.002893 (-1.15)	-0.000482 (-0.19)	-0.000075 (-0.03)	0.006084 (2.54)**
母親：自営・自由業 (=1)	-0.003716 (-1.15)	-0.001545 (-0.45)	-0.004611 (-2.27)**	-0.001356 (-0.64)	0.000631 (0.35)	-0.000106 (-0.05)
無業 (=1)	0.002981 (0.99)	0.001823 (0.58)	0.002959 (1.56)	-0.001267 (-0.66)	-0.000300 (-0.18)	0.002930 (1.61)
年間所得系列トレンドの傾斜	0.000986 (0.23)	-0.008138 (-1.77)*	-0.001042 (-0.38)	-0.000184 (-0.06)	0.001319 (0.55)	-0.006412 (-2.38)**
時間当賃金率系列トレンドの傾斜	-0.000002 (-1.71)*	0.000000 (0.14)	-0.000001 (-0.75)	0.000000 (0.34)	-0.000001 (-2.01)*	0.000000 (-0.14)
不本意な非常勤 (=1)	-0.006428 (-0.98)	-0.001070 (-0.16)	-0.006149 (-1.49)	0.001820 (0.45)	-0.000509 (-0.14)	-0.002190 (-0.57)
労働組合加入 (=1)	-0.004120 (-1.28)	-0.000451 (-0.13)	0.000472 (0.23)	0.001796 (0.86)	-0.004262 (-2.40)**	-0.002264 (-1.15)
裁量労働時間 (=1)	-0.005855 (-1.53)	-0.008936 (-2.32)**	-0.001580 (-0.66)	-0.006465 (-2.72)***	-0.003749 (-1.78)*	-0.002117 (-0.94)
自営・自由業 (=1)	0.010835 (2.69)***	0.006683 (1.50)	0.005211 (2.07)**	0.004626 (1.69)*	0.005059 (2.29)**	0.001661 (0.64)
非正規労働で正社員転換制度 (=1)	-0.001530 (-0.38)	-0.004363 (-0.96)	-0.000506 (-0.20)	-0.005136 (-1.84)*	-0.000609 (-0.27)	0.000461 (0.17)
(不本意な) 仕事を变えたい意思 (=1)	-0.012591 (-2.43)**	-0.017363 (-3.06)***	-0.004344 (-1.34)	-0.003747 (-1.07)	-0.006315 (-2.21)**	-0.011983 (-3.61)***
不本意な理由で仕事をやめた (=1)	-0.000203 (-0.03)	-0.006723 (-1.13)	0.002570 (0.69)	-0.006717 (-1.83)*	-0.001957 (-0.60)	-0.001110 (-0.32)
自由>平等 (=1)	0.004243 (1.92)*	0.007037 (3.03)***	0.001965 (1.42)	0.004161 (2.91)***	0.002292 (1.88)*	0.002764 (2.04)**
一生通じて幸福 (=1)	0.000794 (0.37)	0.000567 (0.25)	-0.000003 (0.00)	0.001007 (0.72)	0.000600 (0.51)	-0.000700 (-0.53)
世帯：有価証券保有額	-0.000001 (-0.87)	0.000001 (1.02)	-0.000001 (-0.70)	0.000000 (0.61)	0.000000 (-0.56)	0.000001 (1.13)
世帯：借入金残高	0.000000 (0.48)	-0.000001 (-0.84)	0.000000 (0.29)	0.000000 (-0.76)	0.000000 (0.36)	0.000000 (-0.54)
世帯：税引き後の収入総額	0.000003 (0.79)	-0.000001 (-0.33)	0.000005 (2.11)**	0.000002 (1.02)	-0.000002 (-0.88)	-0.000003 (-1.31)
世帯：生活保護費の受給 (=1)	-0.001012 (-0.06)	0.023542 (1.01)	-0.003670 (-0.36)	0.008220 (0.57)	0.002987 (0.33)	0.012590 (0.93)
募金・献金の金額	0.000000 (-0.65)	0.000000 (-1.92)*	0.000000 (-0.13)	0.000000 (-0.69)	0.000000 (-0.88)	0.000000 (-2.00)**
持ち家 (=1)	0.007093 (2.66)***	-0.002635 (-0.94)	0.003411 (2.04)**	-0.002398 (-1.39)	0.003307 (2.26)**	-0.000692 (-0.42)
定数項	-0.042447 (-6.09)***	-0.031445 (-4.31)***	-0.021134 (-4.84)***	-0.012780 (-2.85)***	-0.018855 (-4.92)***	-0.015543 (-3.65)***

Note1) Significance Level: *** = 1%, ** = 5%, * = 10%

Note2) Values in parentheses are t -values.

表 6: 徴収と給付の傾斜：再配分前の所得への回帰の傾斜

	(- 徴収 + 給付) の再配分前 所得に対する回帰線傾斜		徴収の再配分前所得 に対する回帰線傾斜		給付の再配分前所得 に対する回帰線傾斜	
	2011	2012	2011	2012	2011	2012
n	1736	1376	1736	1376	1736	1376
Adj. R^2	0.0238	0.0193	0.0215	0.0189	0.0051	0.0260
女子 (=1)	0.032226 (2.98)***	0.026080 (2.23)**	-0.025738 (-3.30)***	-0.031991 (-3.71)***	0.006487 (0.94)	-0.005905 (-0.79)
年齢	0.000550 (1.30)	0.000434 (0.92)	-0.000015 (-0.05)	0.000160 (0.46)	0.000534 (1.97)**	0.000594 (1.99)**
政令指定都市 (=1)	-0.006229 (-0.57)	-0.014503 (-1.22)	0.002612 (0.33)	0.012984 (1.48)	-0.003618 (-0.51)	-0.001522 (-0.20)
災害救助法適用市区町村 (=1)	-0.011705 (-0.62)	-0.009828 (-0.46)	-0.008973 (-0.66)	0.002684 (0.17)	-0.020678 (-1.71)*	-0.007149 (-0.52)
有配偶 (=1)	-0.017637 (-1.42)	-0.011444 (-0.85)	0.012248 (1.36)	0.014513 (1.45)	-0.005386 (-0.68)	0.003068 (0.36)
前年との配偶関係変化 (結婚=1, 離婚=-1)	-0.015404 (-0.34)	0.008222 (0.18)	-0.014320 (-0.44)	-0.021462 (-0.65)	-0.029739 (-1.02)	-0.013236 (-0.47)
時間選好	-0.029442 (-0.79)	0.025273 (0.55)	0.012262 (0.45)	-0.034172 (-1.01)	-0.017187 (-0.72)	-0.008908 (-0.31)
危険回避	0.070839 (2.09)**	0.037675 (1.07)	-0.063168 (-2.58)**	-0.026109 (-1.00)	0.007666 (0.35)	0.011579 (0.52)
4 年制大学卒 (=1)	-0.024967 (-2.13)**	-0.026199 (-2.06)**	0.023537 (2.78)***	0.013827 (1.48)	-0.001433 (-0.19)	-0.012369 (-1.53)
大学院卒 (=1)	-0.033963 (-0.98)	-0.039359 (-1.11)	0.020369 (0.82)	0.020643 (0.79)	-0.013600 (-0.62)	-0.018728 (-0.83)
小学校・高等学校：国立 (=1)	0.143627 (1.68)*	-0.078234 (-0.98)	-0.113501 (-1.83)*	0.040585 (0.69)	0.030122 (0.55)	-0.037637 (-0.74)
小学校・高等学校：私立 (=1)	0.084565 (1.82)*	0.079474 (1.45)	-0.048541 (-1.45)	-0.019990 (-0.49)	0.036012 (1.22)	0.059508 (1.71)*
小学校・高等学校：海外 (=1)	-0.092190 (-0.46)	0.151068 (0.78)	0.078839 (0.55)	-0.155144 (-1.08)	-0.013350 (-0.10)	-0.003978 (-0.03)
高校：夜間・通信制 (=1)	0.011032 (0.43)	0.007407 (0.26)	-0.014252 (-0.78)	-0.023860 (-1.15)	-0.003221 (-0.20)	-0.016453 (-0.92)
母親：短大：高専卒以上 (=1)	-0.000602 (-0.03)	0.046012 (2.32)**	0.001298 (0.10)	-0.009264 (-0.63)	0.000695 (0.06)	0.036747 (2.92)***
母親：自営・自由業 (=1)	-0.018682 (-1.23)	0.000097 (0.01)	0.023496 (2.15)**	0.004351 (0.35)	0.004811 (0.50)	0.004450 (0.42)
無業 (=1)	0.012770 (0.90)	-0.001191 (-0.08)	-0.009315 (-0.91)	0.012571 (1.13)	0.003455 (0.38)	0.011373 (1.19)
年間所得系列トレンドの傾斜	0.008005 (0.40)	-0.017277 (-0.77)	0.002087 (0.14)	-0.010448 (-0.64)	0.010091 (0.78)	-0.027724 (-1.96)*
時間当賃金率系列トレンドの傾斜	-0.000008 (-1.36)	-0.000003 (-0.29)	0.000003 (0.74)	0.000000 (0.00)	-0.000005 (-1.29)	-0.000003 (-0.46)
不本意な非常勤 (=1)	-0.028259 (-0.92)	-0.006895 (-0.22)	0.032379 (1.46)	-0.015754 (-0.67)	0.004116 (0.21)	-0.022646 (-1.12)
労働組合加入 (=1)	-0.015400 (-1.02)	0.001287 (0.08)	-0.002975 (-0.27)	-0.008074 (-0.67)	-0.018374 (-1.91)*	-0.006787 (-0.65)
裁量労働時間 (=1)	-0.030742 (-1.72)*	-0.037227 (-1.99)**	0.017160 (1.33)	0.029996 (2.18)**	-0.013581 (-1.19)	-0.007227 (-0.61)
自営・自由業 (=1)	0.036207 (1.93)*	0.033410 (1.55)	-0.030525 (-2.25)**	-0.026741 (-1.68)*	0.005679 (0.47)	0.006661 (0.49)
非正規労働で正社員転換制度 (=1)	-0.015922 (-0.84)	-0.006468 (-0.29)	0.000206 (0.02)	0.025495 (1.58)	-0.015710 (-1.30)	0.019027 (1.37)
(不本意な) 仕事を变えたい意思 (=1)	-0.067499 (-2.78)***	-0.071096 (-2.59)**	0.034673 (1.98)**	0.024775 (1.22)	-0.032827 (-2.12)**	-0.046309 (-2.65)***
不本意な理由で仕事をやめた (=1)	0.020331 (0.73)	-0.020933 (-0.73)	0.002900 (0.14)	0.030988 (1.46)	0.023228 (1.31)	0.010063 (0.55)
自由>平等 (=1)	0.014951 (1.44)	0.018782 (1.67)*	-0.007619 (-1.02)	-0.020437 (-2.47)**	0.007330 (1.11)	-0.001658 (-0.23)
一生通じて幸福 (=1)	0.002089 (0.21)	0.012709 (1.16)	-0.000976 (-0.14)	-0.009994 (-1.23)	0.001113 (0.17)	0.002719 (0.39)
世帯：有価証券保有額	-0.000009 (-1.63)	0.000001 (0.13)	0.000005 (1.16)	-0.000002 (-0.60)	-0.000005 (-1.24)	-0.000002 (-0.49)
世帯：借入金残高	0.000003 (0.74)	-0.000004 (-1.05)	-0.000002 (-0.63)	0.000001 (0.28)	0.000001 (0.45)	-0.000003 (-1.33)
世帯：税引き後の収入総額	0.000022 (1.26)	-0.000013 (-0.70)	-0.000022 (-1.74)*	-0.000011 (-0.82)	0.000000 (0.00)	-0.000024 (-2.05)**
世帯：生活保護費の受給 (=1)	-0.035870 (-0.47)	0.339327 (3.01)***	0.015204 (0.28)	-0.084283 (-1.02)	-0.020669 (-0.43)	0.255041 (3.57)***
募金・献金の金額	0.000000 (-0.34)	-0.000002 (-1.67)*	0.000000 (-0.33)	0.000001 (1.00)	0.000000 (-0.90)	-0.000001 (-1.46)
持ち家 (=1)	0.017201 (1.38)	-0.006128 (-0.45)	-0.010675 (-1.19)	0.015069 (1.50)	0.006523 (0.82)	0.008942 (1.04)
定数項	-0.257265 (-7.90)***	-0.213226 (-6.04)***	0.213836 (9.09)***	0.177056 (6.81)***	-0.043424 (-2.09)**	-0.036167 (-1.61)

Note1) Significance Level: *** = 1%, ** = 5%, * = 10%

Note2) Values in parentheses are t -values.

表 7: 徴収と給付の規模：徴収・給付の世帯合計

	徴収と給付による政府支出 (給付 - 徴収の額)		徴収の合計額		給付の合計額	
	2011	2012	2011	2012	2011	2012
n	1736	1376	1736	1376	1736	1376
Adj. R^2	0.0088	0.0169	0.0212	0.0155	0.0003	0.0141
女子 (=1)	22.845500 (1.40)	37.352870 (2.01)**	-37.047980 (-3.44)***	-42.646340 (-3.65)***	-14.202480 (-0.97)	-5.293473 (-0.31)
年齢	2.404752 (3.75)***	2.699255 (3.61)***	-0.851056 (-2.02)**	-0.488465 (-1.04)	1.553696 (2.69)***	2.210790 (3.26)***
政令指定都市 (=1)	-4.253183 (-0.26)	-12.053150 (-0.64)	4.384887 (0.40)	14.243620 (1.20)	0.131704 (0.01)	2.190472 (0.13)
災害救助法適用市区町村 (=1)	-7.590143 (-0.26)	31.738050 (0.92)	-18.285420 (-0.97)	9.569878 (0.44)	-25.875570 (-1.00)	41.307930 (1.33)
有配偶 (=1)	-24.882160 (-1.32)	-15.643120 (-0.73)	14.343070 (1.16)	17.969690 (1.33)	-10.539090 (-0.62)	2.326564 (0.12)
前年との配偶関係変化 (結婚=1, 離婚=-1)	-89.252570 (-1.30)	0.590533 (0.01)	-27.102290 (-0.60)	-14.641330 (-0.33)	-116.354900 (-1.88)*	-14.050800 (-0.22)
時間選好	41.075650 (0.73)	50.277890 (0.69)	-17.558690 (-0.47)	-90.098850 (-1.97)**	23.516960 (0.46)	-39.820960 (-0.60)
危険回避	81.558210 (1.59)	-18.779030 (-0.33)	-77.017710 (-2.28)**	-49.127100 (-1.39)	4.540495 (0.10)	-67.906130 (-1.33)
4年制大学卒 (=1)	-9.110619 (-0.51)	-22.958090 (-1.14)	33.746660 (2.89)***	22.587860 (1.78)*	24.636040 (1.54)	-0.370226 (-0.02)
大学院卒 (=1)	-74.924440 (-1.44)	-66.347640 (-1.18)	19.277720 (0.56)	62.562150 (1.76)*	-55.646730 (-1.19)	-3.785482 (-0.07)
小学校・高等学校：国立 (=1)	56.839700 (0.44)	168.825300 (1.33)	-168.056300 (-1.97)**	45.489520 (0.57)	-111.216600 (-0.95)	214.314800 (1.86)*
小学校・高等学校：私立 (=1)	130.189300 (1.86)*	14.906880 (0.17)	-65.652460 (-1.42)	-12.832970 (-0.23)	64.536800 (1.02)	2.073907 (0.03)
小学校・高等学校：海外 (=1)	-115.195600 (-0.38)	88.757400 (0.29)	-24.842460 (-0.12)	-207.931000 (-1.07)	-140.038100 (-0.51)	-119.173600 (-0.42)
高校：夜間・通信制 (=1)	-7.694786 (-0.20)	7.202059 (0.16)	-15.517690 (-0.61)	-13.233600 (-0.47)	-23.212480 (-0.67)	-6.031537 (-0.15)
母親：短大：高専卒以上 (=1)	16.368580 (0.58)	57.523140 (1.82)*	-14.607440 (-0.78)	-24.571110 (-1.24)	1.761137 (0.07)	32.952040 (1.15)
母親：自営・自由業 (=1)	-24.118450 (-1.05)	15.449160 (0.58)	30.089710 (1.99)**	2.627769 (0.16)	5.971256 (0.29)	18.076930 (0.75)
無業 (=1)	15.592590 (0.73)	-27.653030 (-1.15)	-3.867621 (-0.27)	26.128390 (1.73)*	11.724970 (0.61)	-1.524637 (-0.07)
年間所得系列トレンドの傾斜	9.314555 (0.30)	26.053480 (0.73)	1.388988 (0.07)	-27.784580 (-1.25)	10.703540 (0.39)	-1.731100 (-0.05)
時間当賃金率系列トレンドの傾斜	0.001044 (0.11)	-0.008777 (-0.53)	0.001646 (0.27)	0.000378 (0.04)	0.002691 (0.32)	-0.008399 (-0.56)
不本意な非常勤 (=1)	-26.931580 (-0.58)	-15.703930 (-0.31)	36.310610 (1.19)	-20.083350 (-0.63)	9.379031 (0.22)	-35.787280 (-0.78)
労働組合加入 (=1)	4.708416 (0.21)	5.470091 (0.21)	-6.768567 (-0.45)	-3.015100 (-0.18)	-2.060151 (-0.10)	2.454991 (0.10)
裁量労働時間 (=1)	-24.263310 (-0.90)	-25.422790 (-0.86)	24.063560 (1.35)	27.164670 (1.46)	-0.199750 (-0.01)	1.741874 (0.06)
自営・自由業 (=1)	-8.308748 (-0.29)	33.852500 (0.99)	-28.753680 (-1.53)	-28.465360 (-1.32)	-37.062430 (-1.45)	5.387132 (0.17)
非正規労働で正社員転換制度 (=1)	-22.889070 (-0.80)	19.526220 (0.56)	-5.808254 (-0.31)	26.219110 (1.20)	-28.697320 (-1.11)	45.745330 (1.45)
(不本意な) 仕事を変えたい意思 (=1)	-69.490670 (-1.89)*	-24.696410 (-0.57)	56.827960 (2.35)**	31.741760 (1.16)	-12.662710 (-0.38)	7.045355 (0.18)
不本意な理由で仕事をやめた (=1)	46.592710 (1.11)	4.953875 (0.11)	25.635710 (0.92)	23.665630 (0.82)	72.228410 (1.91)*	28.619510 (0.69)
自由>平等 (=1)	-1.435208 (-0.09)	-9.847683 (-0.55)	-3.838546 (-0.37)	-18.637260 (-1.66)*	-5.273754 (-0.37)	-28.484950 (-1.76)*
一生通じて幸福 (=1)	1.385938 (0.09)	34.827010 (1.99)**	-2.768309 (-0.28)	-15.312810 (-1.39)	-1.382371 (-0.10)	19.514200 (1.23)
世帯：有価証券保有額	-0.014391 (-1.66)*	-0.009564 (-1.09)	0.007554 (1.32)	-0.002222 (-0.40)	-0.006836 (-0.87)	-0.011787 (-1.49)
世帯：借入金残高	0.004912 (0.81)	-0.004378 (-0.72)	-0.003789 (-0.95)	-0.000473 (-0.12)	0.001123 (0.21)	-0.004851 (-0.88)
世帯：税引き後の収入総額	0.043499 (1.63)	-0.017370 (-0.58)	-0.025446 (-1.45)	-0.013407 (-0.71)	0.018053 (0.75)	-0.030777 (-1.14)
世帯：生活保護費の受給 (=1)	-81.517860 (-0.71)	638.456200 (3.57)***	-1.168334 (-0.02)	-144.425500 (-1.28)	-82.686200 (-0.80)	494.030700 (3.04)***
募金・献金の金額	0.000151 (0.21)	-0.000854 (-0.59)	-0.000329 (-0.70)	0.001056 (1.17)	-0.000177 (-0.28)	0.000202 (0.15)
持ち家 (=1)	-11.236790 (-0.60)	13.485160 (0.62)	-4.498409 (-0.36)	18.872630 (1.39)	-15.735190 (-0.93)	32.357790 (1.65)*
定数項	-298.299800 (-6.05)***	-272.922800 (-4.86)***	363.684200 (11.20)***	324.539800 (9.20)***	65.384390 (1.48)	51.616960 (1.01)

Note1) Significance Level: *** = 1%, ** = 5%, * = 10%

Note2) Values in parentheses are t -values.

表 8: 問 1(2): 失業保障給付

	失業した場合の 生活を保障する給付額	
	2011	2012
n	1736	1376
Adj. R^2	0.0274	-0.0028
女子 (=1)	-3.816189 (-0.66)	1.691630 (0.27)
年齢	0.023238 (0.10)	0.128991 (0.51)
政令指定都市 (=1)	9.468455 (1.61)	-5.670283 (-0.89)
災害救助法適用市区町村 (=1)	-11.500090 (-1.14)	-1.231610 (-0.11)
有配偶 (=1)	0.420870 (0.06)	10.403270 (1.43)
前年との配偶関係変化 (結婚=1, 離婚=-1)	-26.409230 (-1.08)	-17.224210 (-0.72)
時間選好	41.995170 (2.10)**	5.875826 (0.24)
危険回避	-23.494410 (-1.30)	-14.301240 (-0.75)
4年制大学卒 (=1)	7.716900 (1.23)	2.860046 (0.42)
大学院卒 (=1)	22.124010 (1.20)	-2.298464 (-0.12)
小学校・高等学校: 国立 (=1)	-128.075800 (-2.80)***	19.446510 (0.45)
小学校・高等学校: 私立 (=1)	-14.004330 (-0.56)	-27.469730 (-0.93)
小学校・高等学校: 海外 (=1)	-106.673900 (-1.00)	33.817630 (0.32)
高校: 夜間・通信制 (=1)	7.440215 (0.55)	-4.734281 (-0.31)
母親: 短大: 高専卒以上 (=1)	-31.011160 (-3.09)***	-6.201883 (-0.58)
母親: 自営・自由業 (=1)	-0.248770 (-0.03)	4.168009 (0.46)
無業 (=1)	7.392139 (0.98)	-5.344905 (-0.66)
年間所得系列トレンドの傾斜	-19.553450 (-1.81)*	9.557889 (0.80)
時間当賃金率系列トレンドの傾斜	0.005529 (1.68)*	-0.001705 (-0.31)
不本意な非常勤 (=1)	34.397890 (2.09)**	-28.764740 (-1.67)*
労働組合加入 (=1)	20.145270 (2.50)**	-8.396716 (-0.96)
裁量労働時間 (=1)	11.726060 (1.22)	24.459360 (2.44)**
自営・自由業 (=1)	-22.440870 (-2.23)**	-15.612020 (-1.35)
非正規労働で正社員転換制度 (=1)	11.537910 (1.14)	-6.215403 (-0.53)
(不本意な) 仕事を変えたい意思 (=1)	12.292820 (0.95)	14.519530 (0.98)
不本意な理由で仕事をやめた (=1)	10.083320 (0.68)	5.519197 (0.36)
自由>平等 (=1)	-6.155181 (-1.11)	-6.904162 (-1.14)
一生通じて幸福 (=1)	-8.914464 (-1.67)*	-2.047641 (-0.35)
世帯: 有価証券保有額	-0.002416 (-0.79)	-0.003625 (-1.23)
世帯: 借入金残高	0.000115 (0.05)	0.001036 (0.50)
世帯: 税引き後の収入総額	0.031993 (3.40)***	0.015388 (1.52)
世帯: 生活保護費の受給 (=1)	10.895390 (0.27)	-27.812560 (-0.46)
募金・献金の金額	0.000160 (0.63)	-0.000769 (-1.58)
持ち家 (=1)	-10.942320 (-1.64)	-8.185059 (-1.12)
定数項	196.474200 (11.29)***	196.785000 (10.37)***

Note1) Significance Level: *** = 1%, ** = 5%, * = 10%

Note2) Values in parentheses are t -values.

7 結語

JHPS の 2011 年調査と 2012 年調査における税・社会保険料の徴収と生活を保障するための給付に関する調査項目を中心に、所得再配分に関する有権者の選好に関する分析結果を述べてきた。その結果、GSS, ESS, WVS などをはじめとする諸外国における所得再配分に関する調査方法に比べ、架空社会ではあるが、数値例としての再配分前世帯所得分布を与えた上で、各世帯について対象者が望ましいと考える徴収額と給付額、および世帯の主な所得稼得者が失業した場合に生活を保障するための給付額を尋ねる調査方法には利点があることが確認された。まず、再配分前と後の所得分布を比較して、Gini 係数などによる不平等度の変化と、回答者の属性との関係を具体的に示すことができた。つぎに、各世帯における望ましい所得再配分の手段として、徴収と給付の二つを分けて尋ねており、徴収と給付の規模だけでなく、その金額の配分前所得上の傾きによって所得に対して累進的であるか逆進的であるかの傾向も具体的に捉えられた。分析の結果、第 1 に、女子は徴収による再配分に消極的であることが示され、Alesina and Giuliano(2011) による分析結果と際立った対照を示している。第 2 に、年齢の上昇とともに給付の規模拡大に対する選好が強まり、さらに高所得者層への給付への選好が強くなることが示された。第 3 に、自営業・自由業の場合は、徴収に対して消極的で、主に勤労者の場合であるが不本意な現在の仕事を変えたいと考えている場合には、給付全体だけでなく、低所得者層への給付への選好が強くなることが示された。第 4 に、先行研究で示された諸変数と相関があろうと考えられた変数について、親の態度を示す変数と考えられた小学校・高校が国立や私立あるいは海外、さらに対象者が 15 歳のときの母親の学歴や就業状況などは、当該の選好に有意なシフトを与えていることが見出せなかった。同様に、幸福度の指標も今回の測定では、有意なシフトを与えている証拠は見出せていない。

JHPS2011 年調査と 2012 年調査の間に発生した東日本大震災は、災害救助法が適用され甚大な被害が発生した市区町村における調査対象者の選好に対して、それ以外の市区町村における対象者の選好に比べ、おおむね統計的に有意なシフトを与えていないことが Difference in Differences(DID) による分析で明らかにされた。ただし、この結果は、我が国全体の有権者の徴収と給付に関する選好に東日本大震災がシフトを与えた可能性を否定するものではなく、この点については更なる調査の実施と研究が必要である。

A 日本家計パネル調査：所得再配分の選好に関する調査項目 (抜粋)

JHPS2011 年の有配偶留置調査票の 22 ページ（無配偶留置票の 22 ページ）、JHPS2012 年調査の同 23 ページ（無配偶留置票の 22 ページ）より抜粋。なお、これらのページに掲載された税・社会保険料の徴収と、生活を保障する給付に関する調査項目は、問 1 の (1) から (3) までであるが、本稿の分析では問 1(3) は用いていないので、掲載を省略している。

このページでは、政府による、税・社会保険料の徴収と、生活を保障する給付について、お考えをうかがいます。

問 1. 以下の架空の社会において、政府の政策としてどのようなものが望ましいかをお考えください。

架空の社会：

A さんの世帯、B さんの世帯、C さんの世帯という、3 つの世帯から社会が成り立っています。どの世帯も 4 人世帯です。政府は税・社会保険料を徴収して、人々の生活の保障のために使用することができます。政府が税・社会保険料を徴収しない場合、A さんの世帯の年収は 350 万円、B さんの世帯の年収は 700 万円、C さんの世帯の年収は 1250 万円です。

- (1) この架空の社会で政府は、1 年間に、各世帯からどのくらい税・社会保険料を徴収して、各世帯にどのくらい生活の保障のための給付を行うべきだと思いますか。それぞれの金額を万円単位でお答えください。徴収または給付

の必要がないとお考えの箇所は金額を「0」としてください。

	各世帯から 税・社会保険料として 徴収すべき金額	各世帯に 生活の保障のために 給付すべき金額
A さんの世帯（年収 350 万円）	万円	万円
B さんの世帯（年収 700 万円）	万円	万円
C さんの世帯（年収 1250 万円）	万円	万円

- (2) この架空の社会で、仮に、いずれかの世帯で、働いていた人が失業してしまい、世帯の収入がゼロになってしまったとき、政府はその世帯の生活を保障するために、その世帯に対して、1 年間にどの程度の給付を行うべきだと思いますか。金額を万円単位でお答えください。

万円

B General Social Survey: 所得再配分の選好に関する質問項目 (抜粋)

General Social Survey のホーム・ページ GSS Questionnaires の 2008 年調査における Cross-Section, Ballot 2 の資料 Ballot 2 XSEC English から、Section Name: J-Social Inequality の調査項目のうち、所得再配分に関する意識調査の部分を以下に抜粋して示す。ただし、原文では選択肢の標記は縦に配置されているが、紙幅の節約のために横に配置してある。

資料 Ballot 2 XSEC English : 202-203 ページ

INCGAP: Categorical (Single)

Do you agree or disagree that differences in income in America are too large. Would you say...

1 Strongly agree 2 Agree 3 Neither agree nor disagree 4 Disagree, or 5 Strongly disagree ?
DON'T KNOW REFUSED

GOVEQINC: Categorical (Single)

(Do you agree or disagree that) Is it the responsibility of the government to reduce differences in income between people with high incomes and those with low incomes.

(Would you say...)

1 Strongly agree 2 Agree 3 Neither agree nor disagree 4 Disagree, or 5 Strongly disagree ?
DON'T KNOW REFUSED

INEQUAL3: Categorical (Single)

(Do you agree or disagree that) Inequality continues to exist because it benefits the rich and powerful ?

(Would you say...)

1 Strongly agree 2 Agree 3 Neither agree nor disagree 4 Disagree, or 5 Strongly disagree ?
DON'T KNOW REFUSED

INEQUAL5: Categorical (Single)

(Do you agree or disagree that) Large differences in income are necessary for American prosperity ?

(Would you say...)

1 Strongly agree 2 Agree 3 Neither agree nor disagree 4 Disagree, or 5 Strongly disagree ?
DON'T KNOW REFUSED

TAXRICH: Categorical (Single)

Generally, how would you describe taxes in America today, meaning all taxes together, such as social security, income tax, sales tax, and all the rest: First, for those with high incomes ?

Would you say...

1 Much too high 2 Too high 3 About right 4 Too low, or 5 Much too low ?
DON'T KNOW REFUSED

TAXSHARE: Categorical (Single)

Do you think people with high incomes should pay a larger share of their income in taxes than those with low incomes, the same share, or a smaller share ? Would you say...

1 Much larger share 2 Larger share 3 The same share 4 Smaller, or 5 Much smaller share ?
DON'T KNOW REFUSED

参考文献

- [1] Alesina, A. and G. Angeletos (2005) "Fairness and redistribution," *American Economic Association*, 95(4), pp.960-980.

- [2] Alesina, A. and N. Fuchs-Schundeln (2007) “Good-bye Lenin (or not?): The effect of communism on people’s preferences”, *The American Economic Review*, 97, pp.1507-1528.
- [3] Alesina, A. and E. Glaeser (2004) *Fighting Poverty in The US and Europe: A World of Difference*, Oxford UK: Oxford University Press.
- [4] Alesina, A. and P. Giuliano (2010) “The power of the family,” *The Journal of Economic Growth*, 15(2), pp.93-125.
- [5] Alesina, A. and P. Giuliano (2011) “Preferences for redistribution,” in Benhabib, J et al., eds., *Handbook of Social Economics*, Volume 1A, Chapter 4, pp.93-131.
- [6] Ashenfelter, O. and D. Card (1985) “Using the longitudinal structure of earnings to estimate the effect of training programs,” *The Review of Economics and Statistics*, 67(4), pp.648-660.
- [7] Benabou, R. and J. Tirole (2006) “Beliefs in a just world and redistributive Politics,” *The Quarterly Journal of Economics*, 121(2), pp.699-746.
- [8] Card, D. (1990) “The Impact of the Mariel boatlift on the Miami labor market,” *Industrial and Labor Relations Review*, 43(2), pp.245-257.
- [9] Card, D. and A. Krueger (1994) “Minimum wages and employment: A case study of the first-food industry in New Jersey and Pennsylvania,” *American Economic Association*, 84(4), pp.772-793.
- [10] Cremer, H. and P. Pestieau (2004) “Factor mobility and redistribution,” in Henderson, H. and J. Thisse, eds., *Handbook of Regional and Urban Economics*, Volume 4, Chapter 57, pp.2529-2560, Elsevier.
- [11] Finseraas, H. (2012) “Poverty, ethnic minorities among the poor, and preferences for redistribution in European regions,” *Journal of European Social Policy*, 22, pp.164-180.
- [12] Gavilia, A. (2007) “Social mobility and preferences for redistribution in Latin America,” *Economía*, 8(1), pp.55-96.
- [13] General Social Survey Home Page, GSS Questionnaires,
<http://www3.norc.ohio-state.edu/GSS+Website/Publications/GSS+Questionnaires/> (参照日 2012 年 11 月 21 日)
- [14] Giuliano, P. and A. Spilimbergo (2009) “Growing up in a recession: Beliefs and the macroeconomy,” *NBER Working Paper 15321*.
- [15] Hindriks, J. (1999) “The consequences of labor mobility for redistribution: tax vs. transfer competition,” *Journal of Public Economics*, 74(2), pp.215-234.
- [16] Lupu, N. and J. Pontusson (2011) “The structure of inequality and the politics of redistribution,” *American Political Science Review*, 105(2), pp.316-336.
- [17] Luttens, R. and M. Valfort (2012) “Voting for redistribution under desert-sensitive altruism,” *The Scandinavian Journal of Economics*, 114(3), pp.881-907.
- [18] Mehlkop, G and R. Neumann (2012) “Explaining preferences for redistribution: A unified framework to account for institutional approaches and economic self-interest for the case of monetary transfers for families and children,” *European Journal of Political Research*, 51, pp.350-381.
- [19] OECD ホーム・ページ, OECD National Accounts Statistics,
http://stats.oecd.org/BrandedView.aspx?oecd_bv_id=na-data-en&doi=data-00369-en
(参照日 2013 年 2 月 18 日)
- [20] OECD ホーム・ページ, OECD Tax Policy Analysis - Revenue Statistics 2012 Edition, <http://www.oecd.org/tax/taxpolicyanalysis/revenuestatistics2012edition.htm> (参照日 2013 年 2 月 18 日)
- [21] Reeskens, T. and W. Oorschot (2012) “Disentangling the ‘New Liberal Dilemma’: On the relation between general welfare redistribution preferences and welfare chauvinism,” *International Journal of Comparative Sociology*, 53, pp.120-139.
- [22] Sen, A. and J. Foster (1973) *On Economic Inequality*, Oxford: Oxford University Press.
- [23] 厚生労働省ホーム・ページ「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について（第 11 報）」, <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j2yhtml>(参照日 2012 年 12 月 18 日)
- [24] 財務省ホーム・ページ「国民負担率の国際比較」
http://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/basic_data/201104/sy2302o.pdf
(参照日 2013 年 2 月 18 日)
- [25] 山本耕資・深堀遼太郎 (2011) 「平等化政策に関する態度の計測とモデル化：民主的な政策評価基準設定への模索」 *Joint Research Center for Panel Studies Discussion Paper Series*, DP2011-001, Keio University. <http://www.pdrc.keio.ac.jp/DP2011-001.pdf> (参照日 2013 年 2 月 18 日)